



鳥労発基 1016 第 7 号
令和元年 10 月 16 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



「VDT 作業に係る労働衛生教育の推進について」の一部改正について

標記については、昭和 61 年 3 月 31 日付け基発第 187 号により実施しているところではありますが、今般、令和元年 7 月 12 日付け基発 0712 第 3 号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」を発出したことを踏まえ、その一部を別紙（新旧対照表）のとおり改めることとなりました。

なお、昭和 61 年 3 月 31 日付け基発第 187 号の別添 1 に基づく労働衛生教育又は同別添 2 に基づく労働衛生教育指導員講習を既に修了した者については、それぞれ本通達による改正後の別添 1 に基づく労働衛生教育又は同別添 2 に基づく労働衛生教育指導員講習を修了した者とみなすこととなりますので、ご承知おきください。



(別紙)

新旧対照表

「情報機器作業に係る労働衛生教育の推進について」

(昭和 61 年 3 月 31 日付け基発第 187 号、最終改正令和元年 10 月 11 日付け基発 1011 第 4 号)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
基 発 第 187 号 昭和 61 年 3 月 31 日 改正 基 発 1011 第 4 号 令和元年 10 月 11 日	基 発 第 187 号 昭和 61 年 3 月 31 日
都道府県労働局長 殿	都道府県労働基準局長 殿
厚生労働省労働基準局長	労働省労働基準局長
情報機器作業に係る労働衛生教育の推進 について	VDT 作業に係る労働衛生教育の推進につ いて
<p>情報機器作業に係る労働衛生管理につ いては、令和元年 7 月 12 日付け基発 0712 第 3 号「<u>情報機器作業における労働衛生管 理のためのガイドラインについて</u>」によ り、関係事業場を指導するよう通達したと ころであるが、今般、別添 1 のとおり「<u>情 報機器作業に係る労働衛生教育実施要領</u>」 (以下「<u>教育要領</u>」という。)を、また、別 添 2 のとおり「<u>情報機器作業に係る労働衛 生教育指導員(インストラクター)講習実 施要領</u>」(以下「<u>講習要領</u>」という。)を<u>整 備したので、</u>今後は、これらに基づき<u>情報 機器作業に係る労働衛生教育を推進する こととし、本教育が円滑かつ効果的に推進 されるよう配慮されたい。</u></p>	<p>VDT 作業に係る労働衛生管理につ いては、昭和 60 年 12 月 20 日付け基発第 705 号「<u>VDT 作業のための労働衛生上の指針に ついて</u>」により、関係事業場を指導するよ う通達したところであるが、今般、別添 1 のとおり「<u>VDT 作業に係る労働衛生教育実 施要領</u>」(以下「<u>教育要領</u>」という。)を、 また、別添 2 のとおり「<u>VDT 作業に係る労 働衛生教育指導員(インストラクター)講 習実施要領</u>」(以下「<u>講習要領</u>」という。)を 定め、<u>VDT 作業に係る労働衛生教育を推 進することとしたので、下記の事項に留意 の上、本教育が円滑かつ効果的に推進され るよう配慮されたい。</u></p>

記

1. 教育要領の2の「安全衛生団体」としては、労働基準協会、中央労働災害防止協会安全衛生サービスセンターその他これらに準ずる団体が適当と認められるので、これらの団体において実施できるよう指導すること。
2. 事業者が行う本教育の講師については、VDT作業に係る労働衛生教育指導員(インストラクター)等十分な知識及び経験を有する者のうちから選任するよう指導すること。
3. 講習要領に基づく講習として、中央労働災害防止協会安全衛生教育センター(東京及び大阪)及び建設業労働災害防止協会建設業安全衛生教育センターにおいて別添2により、「VDT作業に係る労働衛生教育指導員(インストラクター)講習」を昭和61年度より実施する予定であるので、受講を勧奨されたいこと。
4. 安全衛生団体等の行う本教育の講師については、次の者のうちから選任するよう指導すること。
 - (1) 労働衛生指導医、労働衛生コンサルタントその他労働衛生に関する学識経験を有する者。
 - (2) 中央労働災害防止協会又は建設業労働災害防止協会が行う「VDT作業に係る労働衛生教育指導員(インストラクター)講習」の修了者

情報機器作業に係る労働衛生教育実施要領 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別添1) <u>情報機器</u>作業に係る労働衛生教育実施要領</p> <p>1. 目的 <u>情報機器</u>作業に従事する労働者(以下「<u>情報機器</u>作業従事者」という。)及び<u>情報機器</u>作業従事者を直接管理監督する者(以下「<u>情報機器</u>作業管理者」という。)に対し、<u>情報機器</u>作業に係る的確な労働衛生管理を行う上で必要な知識を付与することにより、作業環境・作業方法の改善、適正な健康管理の実施に資することを目的とする。</p> <p>2. 実施者 実施者は、<u>情報機器</u>作業に労働者を就かせる事業者又は安全衛生団体等とする。</p> <p>3. 対象者 対象者は、<u>情報機器</u>作業従事者及び<u>情報機器</u>作業管理者とする。</p> <p>4. 実施時期 実施時期は、<u>情報機器</u>作業従事者については<u>情報機器</u>作業に就かせる前とする。ただし、現に<u>情報機器</u>作業に就いている者であって本教育を受けていない者については、順次実施するものとする。</p> <p>また、<u>情報機器</u>作業管理者については、<u>情報機器</u>作業従事者を直接管理監督させる前とするが、現に<u>情報機器</u>作業従事者を直接管理監督している者であって本教育を受けていない者については、</p>	<p>(別添1) <u>VDI</u>作業に係る労働衛生教育実施要領</p> <p>1. 目的 <u>VDI</u>作業に従事する労働者(以下「<u>VDI</u>作業従事者」という。)及び<u>VDI</u>作業従事者を直接管理監督する者(以下「<u>VDI</u>作業管理者」という。)に対し、<u>VDI</u>作業に係る的確な労働衛生管理を行う上で必要な知識を付与することにより、作業環境・作業方法の改善、適正な健康管理の実施に資することを目的とする。</p> <p>2. 実施者 実施者は、<u>VDI</u>作業に労働者を就かせる事業者又は安全衛生団体等とする。</p> <p>3. 対象者 対象者は、<u>VDI</u>作業従事者及び<u>VDI</u>作業管理者とする。</p> <p>4. 実施時期 実施時期は、<u>VDI</u>作業従事者については<u>VDI</u>作業に就かせる前とする。ただし、現に<u>VDI</u>作業に就いている者であって本教育を受けていない者については、順次実施するものとする。</p> <p>また、<u>VDI</u>作業管理者については、<u>VDI</u>作業従事者を直接管理監督させる前とするが、現に<u>VDI</u>作業従事者を直接管理監督している者であって本教育を受けていない者については、順次実施するものとする。</p>

順次実施するものとする。

5. 教育カリキュラム

情報機器作業従事者に対する教育カリキュラムは別表1「情報機器作業従事者に対する労働衛生教育カリキュラム」とし、情報機器作業管理者に対する教育カリキュラムは別表2「情報機器作業管理者に対する労働衛生教育カリキュラム」とし、各表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表中欄に掲げる範囲について同表右欄に掲げる時間以上行うものとする。

6. 講師

本教育の講師は、情報機器作業教育指導員(インストラクター)等情報機器作業又は情報機器作業に係る労働衛生管理について十分な知識及び経験を有する者とする。

7. 修了の証明等

- (1) 事業者は、本教育を実施したときは、当該教育の受講者、科目等の記録を作成し、保管するものとする。
- (2) 安全衛生団体等が本教育を実施したときには、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、本教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管するものとする。

5. 教育カリキュラム

VDT作業従事者に対する教育カリキュラムは別表1「VDT作業従事者に対する労働衛生教育カリキュラム」とし、VDT作業管理者に対する教育カリキュラムは別表2「VDT作業管理に対する労働衛生教育カリキュラム」とし、各表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表中欄に掲げる範囲について同表右欄に掲げる時間以上行うものとする。

6. 講師

本教育の講師は、VDT作業又はVDT作業に係る労働衛生管理について十分な知識及び経験を有する者とする。

7. 修了の証明等

- (1) 事業者は、本教育を実施したときは、当該教育の受講者、科目等の記録を作成し、保管するものとする。
- (2) 安全衛生団体等が本教育を実施したときには、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、本教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管するものとする。

(別表 1)

情報機器作業従事者に対する労働衛生教育カリキュラム

科目	範囲	時間
情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン(以下「情報機器ガイドライン」という。) の概要	情報機器ガイドラインの概要	45分
作業管理	作業計画・方法、作業姿勢、ストレッチ、休息など	1時間 45分
作業環境管理	情報機器の種類・特徴・注意点、作業環境が作業の効率や健康に及ぼす影響(情報機器等及び作業環境の維持管理を含む)	
健康管理	情報機器作業の健康への影響(疲労、視覚への影響、筋骨格系への影響、メンタルヘルスなど)、職場体験等	1時間

(計3時間30分)

(別表 2)

情報機器作業管理者に対する労働衛生教育カリキュラム

科目	範囲	時間
情報機器ガイドラインの概要	情報機器ガイドラインの概要(管理者の役割と心構え、労働衛生管理の概論、労働災害統計、情報機器作業従事者に対する労働衛生教育の方法を含む)	2時間
作業管理	作業計画・方法、作業姿勢、ストレッチ、休息など	2時間 30分
作業環境管理	情報機器の種類・特徴・注意点、作業環境(作業空間、ワークステーション、椅子、採光・照明、空調など)が作業の効率や健康に及ぼす影響と、その改善及び維持	
健康管理	情報機器作業の健康への影響(疲労、視覚への影響、筋骨格系への影響、メンタルヘルスなど)、健康診断とその結果に基づく事後措置、健康相談、職場体験等	2時間 30分

(計7時間)

(別表 1)

VDT作業従事者に対する労働衛生教育カリキュラム

科目	範囲	時間
VDT作業の健康への影響	VDT作業への健康への影響	45分
作業環境管理	照明、採光及びグレアの防止等	1時間 45分
作業管理	作業時間等、作業姿勢	
VDT機器等及び作業環境の維持管理	VDT機器等及び作業環境の維持管理	
健康管理	健康診断とその結果に基づく事後措置、健康相談、職場体験	1時間

(計3時間30分)

(別表 2)

VDT作業管理者に対する労働衛生教育カリキュラム

科目	範囲	時間
管理者の役割と心構え	管理者の役割と心構え	1時間
労働衛生管理の概論	労働衛生の目的、労働衛生管理の進め方、労働衛生教育	
VDT作業の健康への影響	VDT作業の健康への影響	1時間
作業環境管理	照明、採光及びグレアの防止等	2時間 30分
作業管理	作業時間等、作業姿勢	
VDT機器等及び作業環境の維持管理	VDT機器等及び作業環境の維持管理	
健康管理	健康診断とその結果に基づく事後措置、健康相談、職場体験	1時間 30分
VDT作業従事者に対する労働衛生教育の方法	VDT作業従事者に対する労働衛生教育の方法	1時間

(計7時間)

情報機器作業に係る労働衛生教育指導員(インストラクター)講習実施要領
新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別添2) 情報機器作業に係る労働衛生教育指導員(インストラクター)講習実施要領</p> <p>1. 目的 情報機器作業に従事する労働者及びこれらの労働者を直接管理監督する者に対する情報機器作業に係る労働衛生教育の講師になろうとするものに対し、情報機器作業に係る労働衛生管理に関する専門的な知識を体系的に付与することにより、効果的な教育の実施に資することを目的とする。 なお、本講習修了者は、情報機器作業教育指導員(インストラクター)と称することとする。</p> <p>2. 実施機関 実施機関は、中央労働災害防止協会東京安全衛生教育センター、同大阪安全衛生教育センター等とする。</p> <p>3. 講習カリキュラム 講習カリキュラムは、別表「情報機器作業に係る労働衛生教育指導員(インストラクター)講習カリキュラム」とし、同表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表中欄に掲げる範囲について同表右欄に掲げる時間以上行うものとする。</p> <p>4. 講師 本講習の講師は、情報機器作業に係る労働衛生管理に関する学識経験を有す</p>	<p>(別添2) VDT作業に係る労働衛生教育指導員(インストラクター)講習実施要領</p> <p>1. 目的 VDT作業に従事する労働者及びこれらの労働者を直接管理監督する者に対するVDT作業に係る労働衛生教育の講師になろうとするものに対し、VDT作業に係る労働衛生管理に関する専門的な知識を体系的に付与することにより、効果的な教育の実施に資することを目的とする。 なお、本講習修了者は、VDT作業教育指導員(インストラクター)と称することとする。</p> <p>2. 実施期間 実施期間は、中央労働災害防止協会東京安全衛生教育センター及び大阪安全衛生教育センター並びに建設業労働災害防止協会建設業安全衛生教育センターとする。</p> <p>3. 講習カリキュラム 講習カリキュラムは、別表「VDT作業に係る労働衛生教育指導員(インストラクター)講習カリキュラム」とし、同表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表中欄に掲げる範囲について同表右欄に掲げる時間以上行うものとする。</p> <p>4. 講師 本講習の講師は、VDT作業に係る労働衛生管理に関する学識経験を有する者</p>

る者とする。

5. 定員

定員は、1回30名以内とする。

6. 修了の証明等

本講習を実施した機関は、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の講習を修了したことを証明するとともに、講習修了者名簿を作成し、保管するものとする。

(別表)

情報機器作業に係る労働衛生教育指導員(インストラクター)講習カリキュラム

科目	範囲	時間
インストラクターの役割と心構え	インストラクターの役割と心構え	30分
労働衛生管理の概論	労働衛生の目的、労働衛生管理の進め方、労働衛生教育、関係法令、安全衛生統計	1時間
情報機器作業の現状と問題点	情報機器作業の特徴、情報機器作業の労働衛生対策事例	2時間
作業環境管理	情報機器の種類・特徴・注意点、作業環境(作業空間、ワークステーション、作業、採光・照明、空調など)が作業の効率や健康に及ぼす影響と、その改善	2時間
作業管理	作業計画・方法、作業姿勢、ストレッチ・体操など	2時間
情報機器等及び作業環境の維持管理	情報機器等及び作業環境の維持管理	2時間
情報機器作業の健康への影響	情報機器作業の健康への影響(疲労、損傷への影響、筋骨格系への影響、メンタルヘルスなど)	1時間
健康管理	健康診断とその結果に基づく事後措置、健康相談、職場体操	2時間
労働衛生教育の方法	教育技法、指導案の作成、教育演技	5時間

(計17時間30分)

とする。

5. 定員

定員は、1回30名以内とする。

6. 修了の証明等

本講習を実施した機関は、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の講習を修了したことを証明するとともに、講習修了者名簿を作成し、保管するものとする。

(別表)

VDI作業に係る労働衛生教育指導員(インストラクター)講習カリキュラム

科目	範囲	時間
インストラクターの役割と心構え	インストラクターの役割と心構え	30分
労働衛生管理の概論	労働衛生の目的、労働衛生管理の進め方、労働衛生教育、関係法令	1時間
VDI作業の現状と問題点	VDI作業の特徴、VDI作業の労働衛生対策事例	2時間
作業環境管理	照明及び採光、グレアの防止、騒音伝ばの防止、その他業務所衛生基準規則に定める措置	2時間
作業管理	作業時間等、作業姿勢、VDI機器及びワークステーション	2時間
VDI機器等及び作業環境の維持管理	VDI機器等及び作業環境の維持管理	2時間
VDI作業が健康に及ぼす影響	VDI作業が健康に及ぼす影響	1時間
健康管理	健康診断とその結果に基づく事後措置、健康相談、職場体操	2時間
労働衛生教育の方法	教育技法、指導案の作成、教育演技	5時間

(計17時間30分)

基 発 第 1 8 7 号
昭 和 6 1 年 3 月 3 1 日
改正 基 発 1 0 1 1 第 4 号
令 和 元 年 1 0 月 1 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

情報機器作業に係る労働衛生教育の推進について

情報機器作業に係る労働衛生管理については、令和元年7月12日付け基発0712第3号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」により、関係事業場を指導するよう通達したところであるが、今般、別添1のとおり「情報機器作業に係る労働衛生教育実施要領」（以下「教育要領」という。）を、また、別添2のとおり「情報機器作業に係る労働衛生教育指導員（インストラクター）講習実施要領」（以下「講習要領」という。）を整備したので、今後は、これらに基づき情報機器作業に係る労働衛生教育を推進することとし、本教育が円滑かつ効果的に推進されるよう配慮されたい。

(別添1)

情報機器作業に係る労働衛生教育実施要領

1. 目的

情報機器作業に従事する労働者(以下「情報機器作業従事者」という。)及び情報機器作業従事者を直接管理監督する者(以下「情報機器作業管理者」という。)に対し、情報機器作業に係る的確な労働衛生管理を行う上で必要な知識を付与することにより、作業環境・作業方法の改善、適正な健康管理の実施に資することを目的とする。

2. 実施者

実施者は、情報機器作業に労働者を就かせる事業者又は安全衛生団体等とする。

3. 対象者

対象者は、情報機器作業従事者及び情報機器作業管理者とする。

4. 実施時期

実施時期は、情報機器作業従事者については情報機器作業に就かせる前とする。ただし、現に情報機器作業に就いている者であって本教育を受けていない者については、順次実施するものとする。

また、情報機器作業管理者については、情報機器作業従事者を直接管理監督させる前とするが、現に情報機器作業従事者を直接管理監督している者であって本教育を受けていない者については、順次実施するものとする。

5. 教育カリキュラム

情報機器作業従事者に対する教育カリキュラムは別表1「情報機器作業従事者に対する労働衛生教育カリキュラム」とし、情報機器作業管理者に対する教育カリキュラムは別表2「情報機器作業管理者に対する労働衛生教育カリキュラム」とし、各表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表中欄に掲げる範囲について同表右欄に掲げる時間以上行うものとする。

6. 講師

本教育の講師は、情報機器作業教育指導員(インストラクター)等情報機器作業又は情報機器作業に係る労働衛生管理について十分な知識及び経験を有する者とする。

7. 修了の証明等

- (1) 事業者は、本教育を実施したときは、当該教育の受講者、科目等の記録を作成し、保管するものとする。
- (2) 安全衛生団体等が本教育を実施したときには、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、本教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管するものとする。

(別表 1)

情報機器作業従事者に対する労働衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン(以下「情報機器ガイドライン」という。)の概要	情報機器ガイドラインの概要	45分
作業管理	作業計画・方法、作業姿勢、ストレッチ・体操など	1時間45分
作業環境管理	情報機器の種類・特徴・注意点、作業環境が作業の効率や健康に及ぼす影響(情報	

	機器等及び作業環境の維持管理を含む)	
健康管理	情報機器作業の健康への影響(疲労、視覚への影響、筋骨格系への影響、メンタルヘルスなど)、職場体操等	1時間

(計3時間30分)

(別表 2)

情報機器作業管理者に対する労働衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
情報機器ガイドラインの概要	情報機器ガイドラインの概要(管理者の役割と心構え、労働衛生管理の概論、労働災害統計、情報機器作業従事者に対する労働衛生教育の方法を含む)	2時間
作業管理	作業計画・方法、作業姿勢、ストレッチ・体操など	
作業環境管理	情報機器の種類・特徴・注意点、作業環境(作業空間、ワークステーション、什器、採光・照明、空調など)が作業の効率や健康に及ぼす影響と、その改善及び維持	2時間30分
健康管理	情報機器作業の健康への影響(疲労、視覚への影響、筋骨格系への影響、メンタルヘルスなど) 健康診断とその結果に基づく事後措置、健康相談、職場体操等	2時間30分

(計7時間)

(別添 2)

情報機器作業に係る労働衛生教育指導員(インストラクター)講習実施要領

1. 目的

情報機器作業に従事する労働者及びこれらの労働者を直接管理監督する者に対する情報機器作業に係る労働衛生教育の講師になろうとするものに対し、情報機器作業に係る労働衛生管理に関する専門的な知識を体系的に付与することにより、効果的な教育の実施に資することを目的とする。

なお、本講習修了者は、情報機器作業教育指導員(インストラクター)と称することとする。

2. 実施機関

実施機関は、中央労働災害防止協会東京安全衛生教育センター、同大阪安全衛生教育センター等とする。

3. 講習カリキュラム

講習カリキュラムは、別表「情報機器作業に係る労働衛生教育指導員(インストラクター)講習カリキュラム」とし、同表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表中欄に掲げる範囲について同表右欄に掲げる時間以上行うものとする。

4. 講師

本講習の講師は、情報機器作業に係る労働衛生管理に関する学識経験を有する者とする。

5. 定員

定員は、1回30名以内とする。

6. 修了の証明等

本講習を実施した機関は、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の講習を修了したことを証明するとともに、講習修了者名簿を作成し、保管するものとする。

(別表)

情報機器作業に係る労働衛生教育指導員(インストラクター)講習カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
インストラクターの役割と心構え	インストラクターの役割と心構え	30分
労働衛生管理の概論	労働衛生の目的、労働衛生管理の進め方、労働衛生教育、関係法令、安全衛生統計	1時間
情報機器作業の現状と問題点	情報機器作業の特徴、情報機器作業の労働衛生対策事例	2時間
作業環境管理	情報機器の種類・特徴・注意点、作業環境(作業空間、ワークステーション、什器、採光・照明、空調など)が作業の効率や健康に及ぼす影響と、その改善	2時間
作業管理	作業計画・方法、作業姿勢、ストレッチ・体操など	2時間
情報機器等及び作業環境の維持管理	情報機器等及び作業環境の維持管理	2時間
情報機器作業の健康への影響	情報機器作業の健康への影響(疲労、視覚への影響、筋骨格系への影響、メンタルヘルスなど)	1時間
健康管理	健康診断とその結果に基づく事後措置、健康相談、職場体操等	2時間
労働衛生教育の方法	教育技法、指導案の作成、教育演技	5時間

(計17時間30分)